

倫理綱領・行動規範制定の背景

神田 順（東京大学名誉教授）

日本建築学会が倫理綱領・行動規範を制定したのは、1999年のことであり、当時は、工学教育においても工学倫理が必要カリキュラムとして取り上げられたり、他の多くの学協会においても倫理綱領を制定する動きが見られた。1995年の兵庫県南部地震による災害、建設産業の地球環境問題への影響の深刻化、さらには建築家やエンジニアリング資格の国際化などの社会的状況が背景として存在していた。

制定にあたっては、当時副会長の村松映一が倫理綱領・行動規範検討委員会委員長として、制定までの経緯を建築雑誌（1999年1月号）に取りまとめており、その概要について紹介することで、主題解説の任を果たすこととしたい。

制定の主旨としては、専門家として建築に取り組む姿勢を社会に表明することが必要で、地域固有の歴史・伝統・文化の重要性の認識や地球規模の環境破壊が進むなかでの社会的責任が問われることを挙げている。定款との関係においては、定款が組織の内に向けた性格が強いのに対し、倫理綱領・行動規範は会員の目標・規律を明らかにするとともに、外に向けて社会的役割・責任を明らかにすることにより、相互補完的であるとしている。

倫理綱領の表現としては、理想を高く、簡潔明瞭、普遍性、中立性を旨として、歴史と文化、環境保護、芸術性、社会貢献、安全確保、能力、自己研鑽、義務等の多くのキーワードを整理し、次世代に繋がる普遍的内容を盛り込むこととしたとしている。また、第1次案から第4次案までは「建築の強用美」の言葉が用いられていたが、最終案では「建築の社会的役割と責任を自覚し」という表現となった。この「強用美」の言葉は、行動規範の2014年改訂において復活している。

行動規範の策定にあたっては、29の既存綱領と148の基本キーワードをジャンル別に整理分類し、創造、技術、環境、芸術、正義、人権、協力の7項目にまとめ、それぞれに対応する本会委員の行動規範としてまとめられた。2014年には、より分かりやすい表現に改訂された。言葉の表現としては変わっても、倫理綱領を受けたものであり、上記の7項目を基本とすることには変わりはないと考えられる。倫理実践の視点から、さらに会員としての行動の位置づけが明確になるようガイドラインとして整備することを図っている。